

令和8年度
京都市フレイル対策支援事業における健康状態不明者の把握及び
体力測定データの集計・分析業務受託者募集要項



- 提出書類の提出期限
令和8年3月6日(金)午後5時まで
※ 応募書類は郵送または持参すること。
- 問合せ先及び提出先
京都市 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課 (担当: 芳田、外山)
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 北庁舎4階
電 話: 075-222-3419
E-mail: kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp

1 趣旨

京都市では、「京都市健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」及び「第9期京都市民長寿すこやかプラン」に基づき、市内12箇所に設置した地域介護予防推進センター（以下、「推進センター」という。）等においてフレイル・オーラルフレイル対策を含む介護予防の推進、地域の自主的な介護予防の取組への支援等に取り組んでいる。

令和2年度からは、広域連合からの委託を受け、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に係る取組を開始し、「フレイル対策支援事業」として取組を進めてきた。

この度、「健康状態不明者の把握」及び「データの集計・分析」のさらなる充実を目的として、公募型プロポーザル方式で事業者を選定することとした。

本要項は、事業者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務内容

別添1「仕様書」のとおり

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 予定価格

20,000千円以内とする（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 応募資格

応募の資格者は、法人又は法人以外の団体とし、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者（京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項に掲げる資格を有する者である場合は、当該プロポーザルにおいては競争入札参加有資格者とみなす。）。

〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (4) (略)
- (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 企画書の提出日から選定結果の通知日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

- (3) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による共同事業体（以下、「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、事業者側で定めた代表事業者及び分担事業者が、上記(1)～(2)の条件を満たしているものとする。また、当該業務委託契約の締結の日までにコンソーシアム運営に係る協定書の締結を予定していること。

4 受託候補者選定スケジュール

令和8年	2月	24日(火)	質問受付締め切り(午後5時まで)
	3月	2日(月)	質問に対する回答(午後5時まで)
	3月	6日(金)	応募書類提出期限(午後5時まで)
		9日～16日	提出書類の審査期間(書面プロポーザル)
		23日(月)	受託候補者の決定 業務開始に向けた準備・調整
	4月	1日(水)	契約締結・業務開始

※ スケジュールはやむを得ない事情により、変更することがある。

5 応募手続き等

(1) 提出書類

ア 応募者共通

応募者は次の書類を提出すること。

No.	提出書類	様式
1	応募申込書	第1号様式
2	誓約書	第2号様式
3	応募者の概要	第3号様式
4	会社案内等(既存資料可)	—
5	組織図(会社案内等に記載があれば省略可)	—
6	実績報告書	第4号様式
7	財務状況	第5号様式
8	決算書の写し(令和5年度、令和6年度)	—
9	受託希望理由	第6号様式
10	計画書	第7号様式
11	個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書	第8号様式
12	就業規則	—
13	見積書(様式任意) <留意点> ・宛先は京都市長とし、住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)、商号又は名称及び代表者名を記載すること。 ・押印は必要としないが、押印なしの場合は、担当者氏名(苗字+名前)及び担当者の連絡先を記載すること。 ・見積もった金額の合計額に対する消費税及び地方消費税相当額(10%)も算出して記載すること。 ・「案内文及びアンケート作成・発送等業務」「個別保健指導等業務」「体力測定データの集計・分析業務」のそれぞれの業務に分け、具体的な内訳を記載すること。 ・「個別保健指導業務」のうち、健康状態不明者の医療専門職による個別保健指導実施にかかる費用(アセスメント、記録作成等を含む)については、1時間あたりの単価及び必要時間数の見込等を具体的に記載すること。	—

イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合に掲げる書類に加えて、次の書類を提出してください。

No.	提出書類	様式
14	履歴事項全部証明書（提出日前3か月以内に発行のもの）	—
15	印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行のもの）	—
16	暴力団排除措置に係る誓約書	第9号様式
17	納税証明書（国税等及び京都市税）（提出日前3か月以内に発行のもの）	—
18	調査同意書（水道料金・下水道使用料）又は水道料金及び下水道料金の納付証明書 ※納付証明書の場合は、提出日前3か月以内に発行のもの。写し可。法人の主たる事業所の所在地において発行を受けること。	第10号様式 ※調査同意書の場合

ウ その他

上記書類提出のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

(2) 提出部数

正本1セット、副本5セットの合計6セットを提出すること。

※ セット方法について、正本は(1)No.1～18（該当書類のみ）を各1部フラットファイル等に綴じ込み1セットとする。副本は、(1)提出書類No.1～13を各1部フラットファイル等に綴じ込み1セットとする。

なお、副本についても応募者名を記載し、黒塗り等の対応は不要とする。

※ 応募書類は、原則A4サイズで作成すること。

(3) 提出期限 令和8年3月6日（金）午後5時まで

(4) 提出場所 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 北庁舎4階

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課まで

(5) 提出方法 郵送又は直接持参

※ 郵送の場合は、上記期限必着とする。

※ 直接持参の場合の受付は、土日祝を除く午前8時45分から午後5時までとする。

(6) その他

・ 企画等の提出に当たっては、別添1「仕様書」に十分留意すること。

・ コンソーシアムを結成して参加する場合は、「（様式1）参加申請書」の申請者欄は代表事業者とし、備考欄に構成事業者や業務の分担、その目的などを簡潔に記載すること。

6 質問及び回答

(1) 受付期間 令和8年2月24日（火）午後5時まで

(2) 質問方法 質問票（第11号様式）により、電子メールにて送信すること。また、電子メールの件名は、「フレイル対策支援事業業務委託に関する質問」とし、送付後に電話で送達確認を行うこと。

※ 電話及び口頭による質問は不可

(3) 提出先 E-mail : kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp

（健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課 宛）

(4) 回答 原則として、令和8年3月2日（月）までにホームページにて公開する。

7 選定方法

(1) 審査

提出書類（計画書、見積書等）を基に、本市が設置する選定会議による審査を行い、最も高い評価を得たものを受託候補者として選定する。

（書類審査期間：令和8年3月9日（月）～3月16日（月））

(2) 審査基準

別添2「受託候補者審査基準」のとおり

(3) 審査結果

選定結果は、令和8年3月23日（月）までに電子メールにより全応募者に通知する。

また、本市ホームページ（京都市情報館）にも結果（事業者名、評価点）を公表する。ただし、審査内容及び評価結果についての異議申立ては認めない。

(4) 企画書等の無効

次に掲げる場合に該当するときは、その者が提出した提案書を無効とし、選定の対象外とする。

ア 「3 応募資格」に掲げる要件を満たさない場合

イ 企画書等に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合

ウ 提出書類に記載された当該業務に関わる者が、契約締結後に当該業務に従事できない場合。

ただし、やむを得ない事情があるものとして、本市より認められた場合はこの限りではない。

エ 見積書に記載された金額が、予定価格を超えた場合

オ 他の応募者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

8 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 受託候補者決定後、候補者と協議のうえ、業務委託内容及び委託金額について最終決定し、委託契約を締結するものとする。
- (2) 業務委託条件は、本事項に基づく企画書の提案内容をもとにするが、契約段階において修正を求める場合がある。ただし、提案内容は実現を確約したものとみなす。
- (3) 受託候補者との協議が不調に終わった場合は、受託候補者の選定において、順位の高かった者の順に協議を行う。
- (4) 受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りではない。
- (5) 本業務を委託することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合には、受託候補者としての選定を取り消すことがある。
- (6) 受託者は成果物を本市に納入する。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡しを受けたときには、受託者の請求により、委託料を支払うものとする。
- (7) 本業務の履行に当たり生じた成果物（マニュアル、トークスクリプト、印刷物、図、中間生成物、報告書など）については、本市に著作権を譲渡するものとし、本市が請求をした場合には、本市が指定する方法で引き渡すこと（他に著作権を有している者がいる時を除く）。
- (8) 本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物がある場合は、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。
- (9) コンソーシアムを結成して契約する場合、本業務委託の運営に関する協定書を構成事業者間で締結し、本市の了承を得ること。また、その1部を本市へ提出すること。

9 留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用（企画書作成費、交通費等）は、参加者負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。また、差替え及び再提出には応じない。
- (3) 審査の経過等に関する問合せには一切応じない。
- (4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

10 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しないときは、この事業は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を本市に請求することはできない。